

秋田県高等学校PTA連合会

善行賞規程

第1条 善行賞は特に人々の範となり社会を明るくするような善行を行った個人・団体に与えるものとする。(次の各号の一つに該当する場合)

1. 地域や社会の中で継続的に活動を続け、社会貢献が著しいと認められた者。
2. 行動や活動が公共のため著しく貢献したと認められた者。
3. 人命救助など社会を明るく勇気づけるような行為をなした者。
4. 行為が他の生徒の範となり高い評価を受けるなど、善行賞に値すると認められた者。

第2条 候補者の推薦は、次により行う。

1. 各学校より、所定の書式に従って健全育成委員会に推薦する。
2. 健全育成委員会は候補者を審議し、選考委員会に推薦する。

第3条 候補者の決定は、健全育成委員会より推薦された候補者を、選考委員会において審議し、表彰者を決定する。選考委員会は、会長・副会長・各委員会の長で構成するものとする。

第4条 表彰は年1回とし、表彰状をおくるものとする。表彰状の伝達は各学校において行う。なお、団体における継続的活動の場合は、原則として連続の表彰は行わない。

第5条 本賞に関する事務は、健全育成委員会委員長が総括するものとする。健全育成委員会の事務局は、県連事務局に置くものとする。

付記 本規定は、平成13年4月 1日より適用する。
平成21年1月24日一部改正する。
平成29年5月11日一部改正する。